

**「はつかいち文化ホール改修における官民連携手法導入可能性調査業務」にかかる
公募型プロポーザル 質問書に対する回答**

番号	ご質問	回答	回答日
1	廿日市市に事務所がなく、廿日市市への納税の義務がないものは「廿日市市税の滞納がない証明書」の提出は不要でしょうか。	廿日市市に事務所がない場合も「滞納がない証明書」の発行が可能ですので、提出をお願いします。なお郵送請求も可能ですので、詳しくは廿日市市ホームページ (https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/so-shiki/8/12250.html) をご確認ください。	令和7年1月6日
2	「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（本社）」については「写し」での提出は可能でしょうか。	原本の提出をお願いします。	令和7年1月6日
3	様式3 業務提案書については、余白を応募者で再設定する等してフォーマットを調整することは可能でしょうか。また、その際、横書きで作成することは可能でしょうか。	印刷余白の再設定は可能とします。 用紙は、A4縦向きまたはA3横向きとし、文字はいずれも横書きとしてください。また実施要領にあるとおり、A3版用紙を使用する場合はA4サイズに折り込んでください。	令和7年1月6日
4	本業務は「基本設計業務」と連携して進めていくものという方針を踏まえて、両方の業務を同一の者（一社）が受託することは想定していないという理解でよろしかったでしょうか。	基本設計業務の受注者がプロポーザルに申し込むことを妨げるものではありません。プロポーザルを実施した結果、同一の者が選定される可能性もあります。	令和7年1月8日
5	本業務には改修工事費や維持管理・運営費の算定が含まれておりませんが、VFM算出にあたっては、並行して発注される「基本設計業務」等を通じて貴市より情報提供がなされるという理解でよろしかったでしょうか。	改修工事費について、基本設計業務を通じて得られた内容を随時情報提供させていただきます。 維持管理・運営費については、過年度の実績額を情報提供しますので、近年の物価高騰等を考慮しながらVFM算出を行っていただくことを想定しております。	令和7年1月8日
6	「はつかいち文化ホール改修における官民連携導入可能性調査業務」の受託者は、以降の本案件関連業務等、いかなる業務の受注を制限するものではないという理解でよろしかったでしょうか。	その理解で問題ありません。	令和7年1月10日
7	「令和元年度以降に、国・地方公共団体が発注・完了したPPP/PFI等の官民連携調査業務の実績」とありますが、「国立大学法人、および認可法人（特別の法律に基づいて設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人）」が発注・完了したPPP/PFI等の官民連携調査業務は、国に準ずるものとして、本実績に該当するという理解でよろしかったでしょうか。	該当しないものとします。 ただし、（様式3-3）の下部に「その他、本業務推進に役立つと思われる実績としてアピールしたいものがあれば記入してください。」としておりますので、必要に応じてそちらに記載をお願いします。	令和7年1月10日